# 子ども手当の使途等に関する調査 報 告 書

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

# 目 次

Ⅰ 微要	1
1. 調査設計	1
2. 調査結果	1
(1) 子ども手当の使途等	1
(2) 子ども手当の支給による家庭の変化	3
II 本編	
1. 調査の目的	
2. 子ども手当の概要	
3. 調査・集計の実施方法	
(1) 調査手法	
(2) 調査対象	
(3) 調査地域	
(4) 実施期間	
(5) 調査項目	
(6) 標本設計	
(7) 標本数	
(8) 集計方針	
(9) 用語定義	
(10) 実施体制	
4. 回答者等の属性	
5. 子ども手当の使途等	
(1) 子ども手当の使途	
(2) 子ども手当で最も増額した使途	
(3) 使途を子どものために限定利用できない理由	
(4) 子ども手当の使途決定相談相手	
6. 子ども手当の支給による家庭の変化	
(1) 設問項目比較	
(2) 子どもの将来等について話し合い等の機会の増加状況	
(3) 子どもの意見を聴く機会の増加状況	
(4) 子どもの数を増やす計画の立案状況	
(5) 子ども支援のあり方について考える機会の増加状況	
III 資料編	
1. 調査項目一覧	
(1) 事前調査項目	
(2) 本調査項目	
(3) 登録属性	
2. 各設問単純集計表	
3. 主要属性等によるクロス集計表	
(1) 長子学齢区分別	
(2) 世帯年収階級別	
(3) 世帯構成別(同居状況)	
(4) 世帯構成別(子どもの両親の就業状況1)	
(4) 世帯構成別(子ともの画親の就業状況1)(5) 世帯構成別(子どもの両親の就業状況2)	
(6) 居住地域別(地方都市制度)	
(7) 居住地域別(地方)	. 111

# | 概要

#### 1. 調査設計

平成22年4月1日より制度が開始された「子ども手当」について、全国の受給 資格者を対象に、子ども手当の使途等について実態を把握する事を目的として、 平成22年8月~9月にかけてインターネットアンケート調査を実施した。

調査は長子学齢と世帯年収を標本設計に用い、10,183 サンプルの有効回答を得た。この有効回答に対し、集計においてウェイトバック集計及びサンプル除外等は実施していない。

なお、本調査の実施に際して、有識者等による「子育て家庭の状況等に係る調査検討会」を設置し、調査設計や集計分析についての検討を行っている。

#### 2. 調査結果

# (1) 子ども手当の使途等

子ども手当の使途について、予定も含め、複数回答で回答を得た結果、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」が41.6%で最も高く、次いで、「子どもの衣類・服飾雑貨費」が16.4%、「子どもの学校外教育費」16.3%、「家庭の日常生活費」13.8%、「子どもの学校教育費」8.9%、「子どもの学校外活動費」8.3%、「子どもの生活用品費」7.6%などとなっている。「使い道をまだ決めていない」は11.5%となっている。また、「大人のお小遣いや遊興費」は0.4%に留まっている。このようにみると、子どもに限定した使途が比較的上位を占めていると言える。

長子学齢区分別にみると、長子学齢が低いほど「子どもの将来のための貯蓄・保険料」の占める割合が高く、 $0\sim3$  歳では 55.2%、中学  $1\sim3$  年生では 27.2%であり、その差は 28.0 ポイントとなっている。また、中学  $1\sim3$  年生では「子どもの学校外教育費」が 30.8%であり、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」を上回るなど、学齢区分が高くなるにつれて、教育費関係の割合が高くなる傾向にある。

世帯年収階級別にみると、世帯年収階級が低いほど「子どもの衣類・服飾雑貨費」「家庭の日常生活費」の占める割合が高い。一方、「使い道をまだ決めていない」のは、300万円未満では8.6%、1,000万円以上では17.0%であり、その差は8.4ポイントとなっている。また、一人親世帯では、「子どもの衣類・服飾雑貨費」「家庭の日常生活費」「家族の遊興費」「子どもの学校教育費」「子どもの学校教育費」の占める割合が高い。

子ども手当が支給されることで、費用を最も増額したものについて、予定も含め、択一回答での回答を得た結果、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」が34.1%で最も高く、次いで、「子どもの教育費等」が15.7%、「子どもの生活費」7.0%となっている。「費用を増額したものは無い」の31.6%を除き、具体的な内容の記述回答を得た結果、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」が49.9%、『子どもの学校外学習費』が12.1%(学習塾8.6%を含む)、『子どもの学校外活動費』が

7.5%となっている。

長子学齢区分別にみると、費用を最も増額したものは、子ども手当の使途と同様の傾向であり、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」が 0~3 歳では 48.0%、中学 1~3 年生では 20.8%であり、その差は 27.2 ポイントとなっている。また、中学 1~3 年生では「子どもの教育費等」が 25.6%であり、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」を上回るなど、学齢区分が高くなるにつれて、教育費関係の割合が高くなる傾向にある。具体内容についてみると、中学 1~3 年生では『子どもの学校外学習費』が 32.7% (学習塾 26.9%を含む)、小学 1~3 年生では『子どもの学校外活動費』が 11.7%と高くなっている。

世帯年収階級別にみると、費用を最も増額したものは、世帯年収階級が高いほど「子どもの教育費等」の占める割合が高く、「子どもの生活費」「家庭の日常生活費」の占める割合が低い。300万円未満では「費用を増額したものは無い」が35.4%であり、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」28.0%を上回る。具体内容についてみると、『子どもの学校外学習費』が300万円未満では10.2%(学習塾6.4%を含む)、1,000万円以上では14.9%(同11.6%)、『子どもの学校外活動費』が300円未満では5.7%、1,000万円以上では8.4%となっている。また、一人親世帯では「衣類」が11.1%と高くなっている。

子ども手当の使途を子どものために限定利用できない理由について、複数回答で回答を得た結果、「家計に余裕がないため」が 64.2%で、他の回答を引き離して最も割合が高く、次いで、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があるため」が 27.8%、「使い道は自由だと考えるため」19.7%となっている。

長子学齢区分別にみると、「家計に余裕がないため」が $0\sim3$ 歳では57.6%、中学 $1\sim3$ 年生では71.8%であり、その差は14.2ポイント、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があるため」が $0\sim3$ 歳では34.6%、中学 $1\sim3$ 年生では22.1%であり、その差は12.5ポイントとなっている。

世帯年収階級別にみると、「家計に余裕がないため」が 300 万円未満では 87.1%、1,000 万円以上では 25.6%であり、その差は 61.5 ポイント、「使い道は自由だと考えるため」が 300 万円未満では 8.2%、1,000 万円以上では 37.7%であり、その差は 29.5 ポイントとなっている。

子ども手当の使途を誰と話し合って決めるかについて、複数回答での回答を得た結果、「配偶者」が 71.8%で最も高く、次いで、「自分ひとりで決める」が 25.8% (内訳:子どもの父親 26.0%、子どもの母親 74.0%)、「子」 5.6%、「親・義親」 0.8%となっている。

長子学齢区分別にみると、長子学齢が低いほど「配偶者」の占める割合が高く、「子」の占める割合が低い。「子」の占める割合は、中学 1~3 年生で 8.8%となっている。

#### (2) 子ども手当の支給による家庭の変化

子ども手当の支給による家庭の変化 4 項目について、5 段階評価で回答を得た結果、「子ども支援のあり方について考える機会の増加状況」の肯定評価が最も高くなっている。

「子どもの将来等について話し合い等の機会の増加状況」では、肯定評価が31.1%、否定評価が34.4%で、肯定評価が3.3ポイント低い。属性別にみると、長子学齢が低いほど肯定評価の割合は高い傾向にあり、0~3歳では、肯定評価が38.2%、否定評価が30.0%で、肯定評価が8.2ポイント高い。

「子どもの意見を聴く機会の増加状況」では、肯定評価が 13.9%、否定評価が 49.4%で、肯定評価が 35.5 ポイント低い。属性別にみると、長子学齢が高いほど、肯定評価の割合は高く、中学  $1\sim3$  年生では 18.3%となっている。

「子どもの数を増やす計画の立案状況」では、肯定評価が 8.5%、否定評価が 69.5%で、肯定評価が 61.0 ポイント低い。属性別にみると、長子学齢が低いほど、肯定評価の割合は高く、 $0\sim3$  歳では 13.9%となっている。

「子ども支援のあり方について考える機会の増加状況」では、肯定評価が38.5%、否定評価が31.2%で、肯定評価が7.3ポイント高い。属性別にみると、長子学齢が低いほど、肯定評価の割合は高く、0~3歳では43.0%となっている。

# Ⅱ 本編

#### 1. 調査の目的

平成22年4月1日より制度が開始された「子ども手当」について、受給資格者を対象に子ども手当の使途等について調査を実施し、その実態を把握することを目的とする。

なお、本調査は第 1 回の子ども手当支給月を経て、国が実施する初の実態調査 となる。

# 2. 子ども手当の概要

「子ども手当」については、平成22年3月26日に「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が成立し、同年3月31日に公布、4月1日に施行された。

「子ども手当」は、子育てを未来への投資として、次代を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するという観点から実施するものであり、0 歳から中学校修了(15 歳になった後の最初の 3 月 31 日)前の子どもを養育している父母等を対象に、子ども一人につき月額 13,000 円が、平成 22 年 6 月(同年 4 月・5 月分)、同年 10 月(同年 6 月~9 月分)、平成 23 年 2 月(平成 22 年 10 月~平成 23 年 1 月分)、平成 23 年 3 月分)に支給される。

#### 3. 調査・集計の実施方法

# (1)調査手法

インターネットアンケート調査(2段階調査)

・事前調査:調査対象条件等の聴取・確認

・本調査:調査項目の聴取

# (2)調査対象

民間調査会社の登録モニターのうち、事前調査実施時点において、長子学齢<sup>1</sup>が中学3年生以下の子どもと同居する18歳以上の男女

# (3)調査地域

日本全国

# (4) 実施期間

事前調査:平成22年8月27日(金)~9月8日(水)
本調査:平成22年9月10日(金)~9月14日(火)

# (5)調査項目

- ・回答者及び同居する子ども、世帯の属性
- ・子ども手当の使途
- ・子ども手当の支給による家庭の変化

#### (6)標本設計

子ども手当の使途に影響を与えると考えられる「長子学齢」と「世帯年収」について、それぞれ既存の公的統計を参照し、次のように標本設計を行う。

なお、本調査の標本数は集計分析を考慮し、10,000 サンプルとする。

また、複数人の子どもがいる回答者については、標本設計に用いた長子のこと について回答を得ている。

<sup>1</sup> 長子学齢とは、世帯内における最年長の子どもについて、就学児については学年の、未就学児については生年月の回答を得た結果を示す。未就学児については、各年4月~翌年3月までの誕生を同一の学齢としている。

図表 II-3-1 長子学齢についての参照値と標本設計

参	照値			標本設計		
年齢	割合(%)	長子学齢	割合(%)	長子学齢区分	割合(%)	標本数
0 歳	5. 63	0 歳 <sup>※注</sup>	2.00			
1歳	5.82	1歳	6.05	0~3 歳	20.60	2, 060
2歳	5. 95	2歳	6. 20	0 - 3 ///	20.00	2,000
3 歳	6. 13	3 歳	6.35			
4歳	6. 21	4 歳	6.45			
5 歳	6.31	5 歳	6. 55	4~6 歳	19. 55	1, 955
6 歳	6. 29	6 歳	6. 55			
7歳	6.36	小学1年生	6.60			
8 歳	6.34	2 年生	6. 55	小学 1~3 年生	19. 70	1,970
9歳	6.31	3年生	6. 55			
10 歳	6.42	4年生	6.65			
11 歳	6.43	5 年生	6.65	小学 4~6 年生	19. 90	1, 990
12 歳	6.33	6 年生	6.60			
13 歳	6. 45	中学1年生	6.70			
14 歳	6. 44	2 年生	6.70	中学 1~3 年生	20. 25	2, 025
15 歳	6. 58	3 年生	6.85			
計	100.00	_	100.00	_	100.00	10,000

参照:平成17年度国勢調査第3表「15歳以下の年齢(各歳)別割合」

※注:「0歳」は調査実施時期を鑑み標本数を減数調整し、他に割当

図表II-3-2 世帯年収についての参照値と標本設計

	参照値		標本設計			
所得階級	割合(%)	割合(%)	世帯年収階級	割合(%)	標本数	
100 万円未満	1. 52					
100~200	5. 52	14. 34	300 万円未満	15. 0	1,500	
200~300	7. 30			]   		
300~400	11. 10					
400~500	10.72	34. 32	300~600	34. 1	3, 410	
500~600	12. 50					
600~700	11.80					
700~800	8. 95	25 00	600~1,000	34. 9	3, 490	
800~900	8. 76	35. 09				
900~1000	5. 58					
1000~1100	3. 74					
1100~1200	2.86	16 24	   1,000 万円以上	16.0	1 600	
1200~1500	5. 77	16. 24	1,000 万円以上	16. 0	1,600	
1500 万円以上	3. 87			i I I		
計	100.00	100.00	_	100.0	10,000	

参照:平成21年国民生活基礎調査第093表「所得階級別児童の居る世帯割合」

図表Ⅱ-3-3 標本設計

		世帯年収階級				
		計	300 万未満	300~600	600~1,000	1,000万円以上
	計	10,000	1,500	3, 410	3, 490	1,600
	0 歳	200	20	100	70	10
	1 歳	605	100	200	205	100
	2 歳	620	90	215	215	100
	3 歳	635	95	215	220	105
	4 歳	645	100	220	225	100
_	5 歳	655	100	220	230	105
長子学齢	6 歳	655	100	220	230	105
一学	小学1年生	660	100	225	230	105
齢	2 年生	655	100	220	230	105
	3年生	655	95	225	230	105
	4年生	665	100	225	230	110
	5 年生	665	100	220	235	110
	6 年生	660	100	220	230	110
	中学1年生	670	100	225	235	110
	2年生	670	100	225	235	110
	3年生	685	100	235	240	110

# (7)標本数

標本設計に沿って、事前調査では 58,936 サンプルに調査協力を依頼し、27,639 サンプルから回答を得た。本調査では 14,014 サンプルに調査協力を依頼し、回答不備サンプルを除き 10,183 サンプルの有効回答を得た。

図表Ⅱ-3-4 標本数

15.11	KII O T	1亦什级				
				世帯年収階	級	
		計	300 万未満	300~600	600~1,000	1,000 万円以上
	計	10, 183	1, 531	3, 477	3, 546	1,629
	0 歳	204	20	102	72	10
	1歳	620	104	206	210	100
	2 歳	633	92	220	218	103
	3 歳	645	97	219	224	105
	4 歳	650	100	223	225	102
_	5 歳	668	102	225	232	109
長子学齢	6歳	668	102	224	234	108
一学	小学1年生	673	101	230	234	108
齢	2年生	665	100	224	234	107
	3年生	669	97	228	237	107
	4年生	675	104	228	233	110
	5年生	679	103	224	239	113
	6年生	670	103	225	232	110
	中学1年生	685	104	230	238	113
	2年生	682	101	230	239	112
	3年生	697	101	239	245	112

# (8)集計方針

#### ① 基本集計方法

本調査の標本設計と同義の母集団構成は、既存の公的統計において不明である。 また、標本設計と標本数との乖離は最大 4.0%、平均 1.8%に留まる。

このため、本調査の基本集計において、母集団構成や標本設計に合わせるため に標本数に重み付け集計を行うウェイトバック集計及びサンプル除外は、実施し ない。

# ② ポイント差の検定

複数回答設問では、TOTAL(全体)と比較して割合に 5 ポイント以上の差がある場合には、数表中に $\bigcirc$  (TOTAL より高い)  $\triangle$  (同低い) を表記している。

### (9) 用語定義

本調査報告書で用いる用語等は、次の定義による。

#### 【世帯構成(同居状況)】

二世代世帯:子とその親のみからなる世帯

三世代世帯:子とその親及び、子の祖父母のみからなる世帯

その他世帯:二世代世帯及び三世代世帯以外の世帯

一人親世帯:子とその片親のみからなる世帯

母子世帯:子とその母親のみからなる世帯

父子世帯:子とその父親のみからなる世帯

#### 【世帯構成 (子どもの両親の就業状況)】

共働き世帯:子どもの両親がいずれも「専業主婦(主夫)・無職」「学生」「そ の他」以外の状態で就業している世帯

片働き世帯:子どもの両親のうち、いずれか一方が「専業主婦(主夫)・無職」「学生」「その他」以外の状態で就業し、他方が「専業主婦(主夫)・無職」「学生」「その他」の状態である世帯

両親とも就業していない世帯:子どもの両親がいずれも「専業主婦(主夫)・無職」「学生」「その他」の状態である世帯

正社員×正社員世帯:子どもの両親がいずれも「正社員(正規雇用の会社員・ 公務員・団体職員)」である世帯

正社員×パート世帯:子どもの父親が「正社員(正規雇用の会社員・公務員・ 団体職員)」であり、母親が「パート・アルバイト」である世帯

正社員×主婦世帯:子どもの父親が「正社員(正規雇用の会社員・公務員・ 団体職員)」であり、母親が「専業主婦(主婦)・無職」である世帯

自営業世帯:子どもの両親のうち、父親が「自営業主」であるか、両親とも 「自営業の家族従業員」である世帯

#### 【居住地域(地方都市制度)】

政令指定都市:本調査開始時点における政令指定都市は次の 19 市 北海道・東北\_札幌市・仙台市

関東 さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市

中部・北陸\_新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市

近畿\_京都市・大阪市・堺市・神戸市

中国 岡山市・広島市

九州\_北九州市•福岡市

中核市:本調査開始時点における中核市は次の40市

北海道\_\_函館市·旭川市

東北\_青森市・盛岡市・秋田市・郡山市・いわき市

関東 宇都宮市・前橋市・川越市・船橋市・柏市・横須賀市

中部・北陸\_富山市・金沢市・長野市・岐阜市・豊橋市・豊田市・岡崎市 近畿\_大津市・高槻市・東大阪市・姫路市・尼崎市・西宮市・奈良市・和歌山市 中国・四国 倉敷市・福山市・下関市・高松市・松山市・高知市

九州\_久留米市・長崎市・熊本市・大分市・宮崎市・鹿児島市

#### 【居住地域(地方)】

地方:モニター登録属性 47 都道府県の地方振り分けは次の 6 ブロック

北海道・東北:北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

関東:茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県

中部・北陸:新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県

近畿:三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

中国・四国:鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県

九州・沖縄:福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

#### (10) 実施体制

本調査の実施に際して、有識者等による「子育て家庭の状況等に係る調査検討会」を設置し、調査設計や集計分析についての検討を行っている。

検討会の構成は、次のとおりである。

図表II-3-5 「子育て家庭の状況等に係る調査検討会」の構成

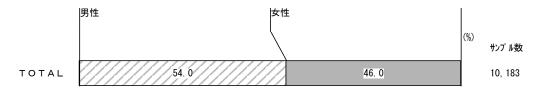
種別	氏名	所属等		
座長	本田 一成	國學院大學経済学部 教授		
委員	佐々井 司	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部 第1室長		
委員	中谷 茂一	聖学院大学大学院人間福祉学研究科 准教授		
委員	半田 勝久	東京成徳大学子ども学部 准教授		
厚生労働省	雇用均等・児童家庭局育成環境課 子ども手当管理室			
事務局	株式会社イン	株式会社インテージ		

※順不同 敬称略

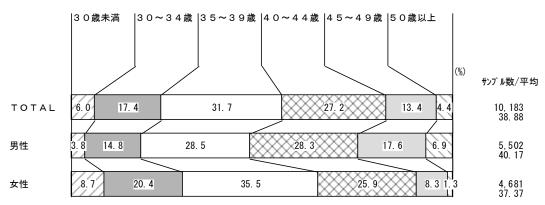
# 4. 回答者等の属性

回答者及び世帯の属性は、次のとおりである。

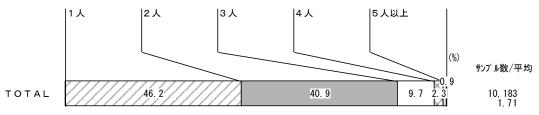
#### 図表 II-4-1 回答者の性別



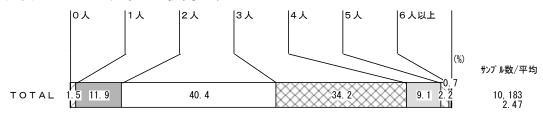
#### 図表II-4-2 回答者の性別×年齢



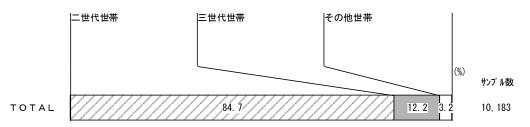
# 図表II-4-3 子ども人数



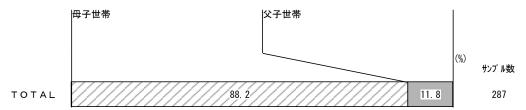
#### 図表II-4-4 世帯主の扶養人数



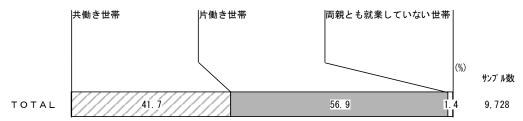
#### 図表II-4-5 世帯構成(同居状況)



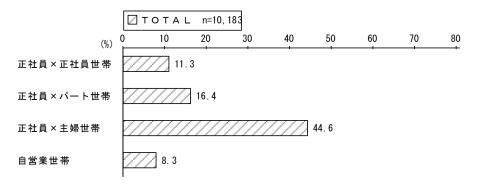
図表II-4-6 世帯構成(同居状況\_\_一人親世帯の内訳)



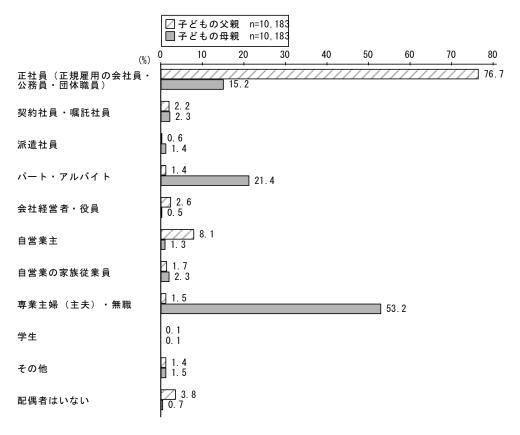
図表 II-4-7 世帯構成 (子どもの両親の就業状況1)



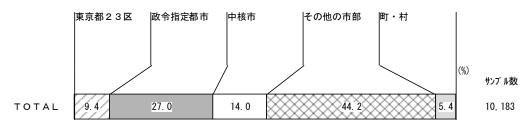
図表II-4-8 世帯構成(子どもの両親の就業状況2)



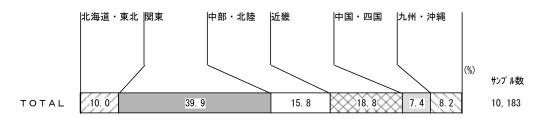
図表II-4-9 世帯構成(子どもの親の就業内容)



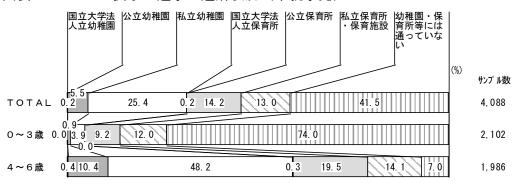
#### 図表 I I-4-10 居住地域(地方都市制度)



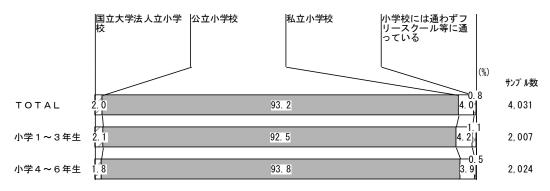
#### 図表II-4-11 居住地域(地方)



#### 図表 II-4-12 長子の通学・通所状況 (未就学児)



図表II-4-13 長子の通学・通所状況(小学生)



図表 II-4-14 長子の通学・通所状況(中学生)

